平成２２年４月１日制定

予定技術者届について

工事入札においては、入札書送付時に「予定技術者届」の提出を義務付けています。

予定技術者届は、現場代理人及び主任技術者（又は監理技術者）の氏名を必ず記入のうえ、入札書に添付して下さい。

Ａ　予定技術者の確認方法　（１～２ページ）
Ｂ　予定技術者届の再送付について　（3ページ）

Ａ　予定技術者の確認方法

１　落札候補となった場合、予定技術者届に記載のある現場代理人及び主任（監理）技術者が、他の工事と重複していないこと（ＣＯＲＩＮＳ）及び営業所技術者との重複がないことを確認します。

２　上記の確認ができた場合に落札決定とします。

３　落札決定後、雇用及び資格の確認を行った後に契約します。

４　契約締結に際して、予定技術者届に記載された方でなければ、現場代理人又は主任（監理）技術者として配置することができません。

５　当該入札工事の入札公告日以後の雇用は、認められません。

６　落札決定後に雇用又は資格が確認できないときは、落札者自らが契約の意思がないものとみなします。この場合、契約規則第 26 条第３項による損害金の支払いと工事請負業者指名停止規則による指名停止処分が課せられます。

７　複数の入札で予定技術者届に記載のある技術者等が重複しているときは、開札の順に技術者等を確認し落札決定します。

８　営業所技術者は、工事場所の市及び隣接地（政令市は区、郡は町）に営業所が所在する場合で、請負代金額が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満の工事に限り主任技術者と兼務でき、また請負代金額が 500 万円未満の工事に限り現場代理人と兼務できます。

※詳細は、「営業所技術者の施工現場配置の特例措置について」をご確認ください。

掲載先：「横須賀市ホームページ」　→「総合案内」→「市政情報」→「契約・検査」→「入札・契約制度」→「工事」→「入札制度」

＜現場代理人、主任（監理）技術者及び特例措置の営業所技術者の重複区分について＞

指定しようとする技術者等	契約対象工事	技術者等の配置状況
現場代理人	請負代金額 500 万円未満の工事	配置（重複）可能＜次のいずれかに該当＞ 1　他の請負代金額 500 万円未満の工事の現場代理人 2　重複配置の特例に該当する現場代理人 3　特例措置の営業所技術者 4　他の専任義務のない工事の主任技術者
	請負代金額 500 万円以上の工事	配置（重複）不可能＜次のいずれかに該当＞ 1　他の工事の現場代理人、主任技術者（重複配置の特例に該当する場合は除く） 2　営業所技術者
主任（監理）技術者	専任義務なし ＜請負代金額 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満の工事＞	配置（重複）可能＜次のいずれかに該当＞ 1　他の専任義務のない工事の主任技術者 2　特例措置の営業所技術者
	専任義務あり ＜請負代金額 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）以上の工事＞	配置（重複）可能＜次に該当＞ 1　重複配置の特例に該当する主任技術者

＜予定技術者届の記載に関する注意事項＞

●空欄のままでは落札者になることができません。

●現場代理人が主任（監理）技術者を兼務する場合でも、それぞれの欄に記入が必要です。

●各欄には氏名のみ記入して下さい。

●配置候補者は複数名を記入することをお勧めします。なお、他の入札の配置候補者と重複しても構いません。

●各欄に記入がない方は、契約時に現場代理人又は主任（監理）技術者として配置することはできません。

●落札決定後、契約締結までの間に配置候補者の追加及び変更はできません。

※特例措置については、「現場代理人及び主任技術者の重複配置について（重複配置の特例）」、「営業所技術者の施工現場配置の特例措置について」をご確認ください。

掲載先：「横須賀市ホームページ」 →「総合案内」→「市政情報」→「契約・検査」→「入札・契約制度」→「工事」→「入札制度」

Ｂ　予定技術者届の再送付について

予定技術者届について、入札書送付後に記載漏れや記載誤り等があったときは、開札日の午後５時（送付締切期限の時刻が午後５時よりも前の場合は、その締切時刻）までに、「予定技術者届」に関する再送付届（※）をファックスで提出してください。（時間厳守）

なお、期限を過ぎて受領したものは無効とします。この場合は、電子入札システムにより送付された予定技術者届が有効として取り扱うこととなります。

入札の際は、再度、入札条件を確認のうえ、不備や誤りがないよう慎重に行ってください。

※「予定技術者届」に関する再送付届の書式は、「横須賀市ホームページ ＞ 「財務部 契約課」の書式」からダウンロードできます。

＜ファックス送信先：横須賀市財務部契約課　　FAX 番号　046-828-3839＞

平成２６年４月１日改正
平成２７年４月１日改正
平成２８年６月１日改正
令和３年１月４日改正
令和５年１月１日改正
令和７年２月１日改正